

高額療養費制度の負担引き上げの見直しを求める意見書

上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和7年3月28日

羽曳野市議会

議長 通堂 義弘 殿

提出者

羽曳野市議会議員

笹井 喜世子

大坪 正 尚

黒川 実

樽井 佳代子

笠原 由美子

高額療養費制度の負担引き上げの見直しを求める意見書

医療費の過度な負担減らすため窓口負担に上限が設けられている高額療養費制度は、がんをはじめとする命に関わる疾患で治療を受け、高額な医療費を支払う患者とその家族にとっては、まさに命綱と言える大切な制度である。

ところが、同制度について、厚労省は、今年8月から段階的に大幅な引き上げを検討している。同制度を利用している患者とその家族にとっては大きな影響を与えるものである。

全国がん患者団体連合会（全がん連）からは、「長期にわたり継続して治療を受けるがん患者の負担が増えれば、患者は治療を諦めてしまいかねない。」として負担軽減を求めていたところ、14日、厚生労働大臣は長期療養者の負担を軽減する「多数回該当」の限度額を引き上げず、現状のまま据え置くと一定の配慮を示した。

しかし、今回の見直しは、今年8月から2027年8月まで3段階に分けて実施。年収や年齢によって限度額は異なるが、70歳未満の平均的な所得層（年収約370万～約770万円）の一部では、限度額が現行の8万100円から最終的に138,600円に上がり負担は大きく増える。

窓口負担の上限額を引き上げれば、セーフティネットとしての同制度の役割が果たせなくなり、患者とその家族の生活が成り立たなくなる、あるいは治療の継続を断念しなければならない可能性が危惧される。

よって政府におかれては、同制度の負担上限額引き上げは見直すことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月28日

大阪府羽曳野市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣 各宛